

平成 17 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社夢真ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 鎌田 博史
(コード番号 2362 大証ヘラクレス)
問 合 せ 先 財務経理部 部長 島田 健司
(TEL 03-3983-5664)

買収防衛策への当社方針に関するお知らせ

今般、多くの上場企業が買収防衛策を導入しております。当社は、一投資家の立場より、これら買収防衛策の内容は真に企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上をその目的としたものでなければならぬとの考えの下、買収防衛策への対処方針として、7月14日に開催された当社取締役会において下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

当社は、下記方針に従い、日本技術開発株式会社の株式に対する公開買付けを実施することを予定しております。

記

1. いわゆる「平時」に導入された買収防衛策であって、かつ、その内容が合理的なものである場合は、当社は、これを尊重して対処する。
2. 買収防衛策の内容の合理性については、当社は、以下の考え方を踏まえて判断する。
 - (1) 株式分割や新株予約権等、商法上の制度を、法が予定する本来の目的とは異なる買収防衛目的のために「転用」する場合には、買収防衛策が、「転用」を正当化するだけの理由を備えていることが必要である。すなわち、「転用」は、防衛策が企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上に資するものであって、かつ、株式会社制度の本質に反しない場合にのみ認められる。また、「転用」することについての株主からの授権も必要である（但し、緊急避難的場合を除く）。
 - (2) 例えば、以下のような防衛策は、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上に資する

ものとはいえず、認められない。

(ア) 買付者に対し、対象会社の個社事情に鑑み不当に過大な情報の提供を強要する防衛策

このような防衛策は、買収プロセスの妨害のみを目的とするものであり、認められない。

(イ) 防衛策の発動について、現経営陣の恣意的な判断を排除する仕組みのない防衛策

このような防衛策は、現経営陣の経営能力が問われる企業買収の場面において、評価（現経営陣と公開買付者のいずれが企業価値及び株主共同の利益に対して敵対的かどうかという評価）の対象たる経営陣が自己評価を行っているにすぎず、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的とした客観的な判断がなされる蓋然性が低く、認められない。

(ウ) 買付者に対し、不当に長期にわたる検討プロセスを強要する防衛策

このような防衛策は、株主利益の最大化のために迅速な経営判断が求められる現代にあっては、買付者の合理的な経営判断の機会を奪うとともに、ビットの機会喪失という損害を一般株主に与えるものであり、認められない。

(エ) 一定の検討プロセスの終了後、買付者が公開買付けを実施することを阻害するような防衛策

検討プロセスの途中に買収提案に関する情報をリークし、株価に影響を与えることによって、公開買付けの実施を実質上不可能にするような運用は、証券取引法が定める公開買付制度を否定するものであり、認められない。

(オ) その他証券取引法の目的に反しており、健全な市場を破壊するような防衛策

このような防衛策は、公正な企業価値評価を通じて企業価値向上を促すインフラを破壊するものであり、認められない。

以上